

人事行政の運営等の状況

下野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 26 号）第 4 条の規定により、職員の給与などの状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）採用試験の実施状況

令和 6 年度実施

試験区分	受験者(人)	1 次合格(人)	2 次合格(人)	最終倍率(倍)
一般事務職	187	66	27	6.9
一般事務職 (障がい者対象)	4	3	1	4.0
技師	9	5	3	3.0
合計	200	74	31	6.5

（2）採用の状況

令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日採用

区分	職種等	採用者(人)
試験	一般事務職	19
	技師	3
	保健師	0
	計	22
選考	派遣	2
	再任用	19
	特定任期付	1

（3）退職の状況

令和 6 年度退職者

区 分	退職者(人)
定年退職	14
早期退職	4
普通退職	4
再任用満了	9
懲戒免職	0

(4) 各部門別職員数の状況 (4月1日現在)

区 分		令和5年		令和6年	
		職員数(人)	前年比	職員数(人)	前年比
一般行政	議 会	6	0	6	0
	総 務	108	2	116	8
	税 務	25	2	27	2
	民 生	85	0	93	8
	衛 生	27	0	19	▲8
	農 水	17	0	17	0
	商 工	11	0	11	0
	土 木	39	2	40	1
	小 計	318	6	329	11
特別行政	教 育	49	▲7	49	0
	小 計	49	▲7	49	0
公営企業等	水 道	10	1	8	▲2
	下水道	9	0	10	1
	その他	18	1	17	▲1
	小 計	37	2	35	▲2
総合計		404	1	413	9

※職員数は、一般職に属する職員数で、短時間勤務の再任用職員や、非常勤職員等を除いています。

(5) 定員適正化計画による数値目標と推移

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
計画職員数(人)	395	399	404	405	403
実績職員数(人)	394	398	403	404	413
前 年 差(人)	12	4	5	1	9

2. 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和5年度	278 億 665 万円	37 億 821 万円	13.3%

※人件費には、職員給与のほか三役、市議会議員、各種委員などの特別職に支給される給料、報酬、共済費等を含みます。

(2) 職員給の内訳 (普通会計決算)

区 分	給 料	職員手当	期末勤勉手当
令和5年度	13 億 3,655 万円	3 億 2,244 万円	5 億 6,461 万円

(3) 職員手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	支給額等
期末手当 勤勉手当	(支給割合) ◎一般職員(特定幹部職員) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225(1.025)月分 1.025(1.225)月分 12月期 1.225(1.025)月分 1.025(1.225)月分 計 2.45(2.05)月分 2.05(2.45)月分 職責上の段階、職務の級等による加算措置 有
退職手当	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 【その他加算措置】 早期募集(3~45%加算) 退職時特別昇給 無
地域手当	・支給率 6%
管理職手当	・部長……66,800円 ・次長……57,800円 ・参事……57,800円 ・課長……46,800円 ・課長補佐…36,800円 ・主幹……28,600円
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子5,000円を加算
住居手当	・借家(家賃が16,000円以上の者) 最高28,000円まで
通勤手当	・交通機関…支給限度55,000円/月 ・交通用具…片道2kmから60kmまでの31区分を 3,100円から32,000円まで
特殊 勤務手当	・市税の滞納整理 300円/日 ・用地建物移転交渉 500円/日 ・感染症防疫作業 4,000円/日 ・生活保護業務 3,000円/月 ・行旅死亡人事務 5,000円/回 ・犬猫等死体処理 400円/体 ・行旅病人事務 1,000円/日 ・災害応急作業 500円/日 ・精神障害者保護業務 500円/日
時間外 勤務手当	右記以外 午後10時~午前5時 通常勤務日 125/100 150/100 週休日・休日 135/100 160/100 (週休日・休日勤務の場合は、原則として振替休・代休で対応)

(4) ラスパイレス指数の状況 (令和6年4月1日現在)

職種	下野市	県内市平均
一般行政職	97.4	99.0

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

(5) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
306,174 円	40.8 歳	275,950 円	55.8 歳

※一般行政職とは、行政事務に携わる職種です。技能労務職とは、自動車運転手、学校公仕などの職種です。

(6) 職員の経験年数別給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数 10～14 年	経験年数 15～19 年	経験年数 20～24 年
一般行政職(大学卒)	269,900 円	300,000 円	368,000 円

(7) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		初 任 給
一般行政職	大学卒	196,200 円
	短大卒	181,800 円
	高校卒	170,900 円
技能労務職員	高校卒	164,000 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務	主事	主事	主査	副主幹	課長補佐 主幹	課長	参事 課長	部長	
職員数(人)	51	41	68	15	76	15	10	9	285
構成比(%)	17.9	14.4	23.9	5.3	26.7	5.3	3.5	3.2	100

(9) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	報酬等月額	期末手当			退職手当
		6 月	12 月	合計	
市 長	940,000 円	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	給与月額×在職月数×0.42
副市長	740,000 円	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	給与月額×在職月数×0.25
教育長	660,000 円	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	給与月額×在職月数×0.21
議 長	470,000 円	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分	—
副議長	380,000 円				
議 員	350,000 円				

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職）

年度	平均取得日数	消化率
令和 6 年度	15.7 日	40.4 %

(3) 休暇制度の概要

休暇の種類	要件、日数など	
年次有給休暇	年間付与 20 日＋前年繰越 20 日＝40 日 上限	
病気休暇	90 日以内	
特別休暇 (主なもの)	ボランティア休暇	5 日以内
	結婚休暇	5 日以内
	不妊治療休暇	5 日（10 日）以内
	産前休暇	8 週間
	産後休暇	8 週間
	妻の出産休暇	2 日以内
	妻の出産時の子の養育休暇	5 日以内
	子の看護休暇	5 日（10 日）以内
	忌引	1 日～7 日
	夏季休暇	5 日以内
介護休暇	最大 6 か月（無給）	
組合休暇	年に 30 日以内（無給）	

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和 6 年度）

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給
処分者数（心身の故障）	0	0	12	0

(2) 懲戒処分者数（令和 5 年度）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職
処分者数（職務義務違反）	3	1	0	0
処分者数（非違行為）	0	1	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が次のように定められており、服務規律確保のために研修啓発通達等を行っています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用及び名誉を守る義務
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥ 争議行為等を行わない義務
- ⑦ 営利企業等の従事制限

6 職員の研修・勤務成績の評定の状況

地方分権の新しい時代を迎え、地方自治体が社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員を育成するため、職員の研修を行っています。

(1) 研修開催状況（令和6年度）

区 分	小山地区職員研修	栃木県市町村職員研修
研修数	18	25
参加人数	220	48

(2) 主な研修

新採用、初級、D X、公務員倫理、仕事の効率アップ、プレゼンテーション、組織リーダー、職場リーダー、管理監督者、職員力向上、リスクマネジメント、ファシリテーション、政策形成、メンタルヘルス、パワハラ防止、クレーム対応、法務基礎、キャリアデザインなど40種類以上の研修科目が用意されています。また、下野市主催のメンタルヘルス、パワハラ、コンプライアンス、人事評価研修等を必要に応じて行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済・退職手当の事業主負担金について（令和5年度）

区 分	栃木県市町村職員共済組合	栃木県市町村総合事務組合
負担額	51,794 万円	26,456 万円
負担金率	給料月額(賞与)×192.999/1000 (40歳以上の場合)	給料月額×162/1000

(2) 職員互助会について

会の名称	市補助金	一人当りの会費
下野市職員互助会	なし	600 円/月

(3) 職員の健康診断の実施状況

実施事業	令和6年度受診者数
健康診断	273 人
人間ドック	174 人
婦人科検診	130 人

(4) 公務災害等の発生状況

種 類	令和6年度認定件数
通勤災害	0
公務災害	0

(5) 育児休業の取得状況

	令和6年度	
区 分	新規対象者数	新規取得者数
男 性	10 人	9 人
女 性	10 人	10 人

※育児休業期間は、子が3歳に達する日まで取得可（期間中無給）

(6) 利益の保護の状況

内 容	実績
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益や処分についての不服申立て	無

8 職員の退職管理の状況

部長または課長に相当する職員の再就職状況（令和7年4月1日現在）

離職時の役職	離職年月日	再就職先の名称・役職	再就職年月日
該当なし			

9 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(1) 行政職給料表（一）

等級	基準となる職務	合計		職名		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	71	17.6%	主事	57	126	31.2%	係員級
				技師	4			
				保育士	3			
				保健師	4			
				社会福祉士	3			
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	55	13.6%	主事	47			
				技師	5			
				保育士	2			
				社会福祉士	1			
3級	主査の職務	99	24.5%	主査	80	99	24.5%	主査級
				技師	5			
				保育士	3			
				保健師	9			
				社会福祉士	1			
				管理栄養士	1			
4級	副主幹の職務	36	8.9%	副主幹	21	36	8.9%	副主幹級
				技師	2			
				保育士	10			
				保健師	2			
				管理栄養士	1			
5級	1 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の局長補佐の職務 2 本庁の主幹又は委員会等の事務局の主幹の職務 3 出先機関の長の職務	105	26.0%	課長補佐	47	105	26.0%	主幹級
				主幹	25			
				技師	2			
				館長	7			
				園長	1			
				保育士	13			
				保健師	4			
				管理主事	1			
				指導主事	5			
6級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務	18	4.5%	課長	16	29	7.2%	課長級
				室長	1			
				局長	1			
7級	困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の長の職務	11	2.7%	課長	10			
				局長	1			
8級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 教育次長の職務 4 会計管理者の職務	9	2.2%	部長	6	9	2.2%	部長級
				局長	1			
				次長	1			
				会計管理者	1			
	合 計	404	100.0%					

(2) 行政職給料表（二）

等級	基準となる職務	合計		職名	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能職員若しくは労務職員(甲)又は労務職員(乙)の職務	0	0.0%		0
2級	技能職員若しくは労務職員(甲)又は相当の経験を必要とする労務職員(乙)の職務	0	0.0%		0
3級	相当の技能若しくは経験を必要とする技能職員又は相当の経験を必要とする労務職員(甲)の職務又は特に経験を必要とする労務職員(乙)の職務	2	33.3%	管理員	1
				公仕	1
4級	特に経験を必要とする技能職員又は特に経験を必要とする労務職員(甲)の職務	4	66.7%	運転手	1
				管理員	2
				公仕	1
合 計		6	100.0%		

【技能職員とは】

- ア 電話交換手等の業務に従事する者
- イ 調理師等の家政的業務に従事する者
- ウ 自動車運転手の業務に従事する者
- エ アからウまでに準ずる技術的業務に従事する者

【労務職員(甲)とは】

- 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者

【労務職員(乙)とは】

- 用務員、給仕等庁務に従事する者及び労務作業員等労務に従事する者